

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-34)

施策目標		3.4 地籍の整備等の国土調査を推進する						担当部局名		土地・建設産業局			作成責任者名	地籍整備課長 佐藤勝彦	
施策目標の概要及び達成すべき目標		地籍の整備等の国土調査を推進し、地籍の明確化を図ること等により、土地に関する最も基礎的な情報を整備する。						施策目標の評価結果	おおむね順調である	政策体系上の位置付け	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		政策評価実施予定時期	平成26年7月	
業績指標等		初期値	目標値設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	B-1	57%	平成31年度	第6次国土調査事業十箇年計画(平成22年5月25日閣議決定)において設定された目標値					
161 地籍調査対象面積に対する地籍調査実施地域の面積の割合		49%	平成21年度	48%	49%	49%	50%	50%	B-1	57%	平成31年度	第6次国土調査事業十箇年計画(平成22年5月25日閣議決定)において設定された目標値			
162 土地分類基本調査(土地履歴調査)を実施した面積		40.3%	平成23年度	—	—	17.1%	40.3%	60.9%	A-2	100%	平成31年度	第6次国土調査事業十箇年計画(平成22年5月25日閣議決定)において設定された目標値			
達成手段(開始年度)		補正後予算額(執行額)		25年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要					関連する業績指標等番号	達成手段の目標(25年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)				
		25年度行政事業レビュー事業番号		23年度(百万円)	24年度(百万円)										
(1) 地籍調査(昭和26年度)		0345		12,176 (11,752)	11,351 11,157	11,648	地籍調査は国土調査法等に基づき実施されており、一筆毎の土地の境界、面積等を調査し、その成果を地図及び簿冊に取りまとめるものである。主な実施主体は市町村である。国は同法の規定により、地籍調査を実施する市町村等に対して都道府県を通じて負担金を交付する(市町村が実施する場合の事業費の負担割合は、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)。また、国が地籍調査のための基礎的な情報の調査を行うため、都市部では都市部官民境界基本調査、山村部では山村境界基本調査(いずれも地方負担なし)を実施するなど、地籍調査の促進に向けた各種事業に取り組んでいる。					161	-		
(2) 基準点測量等(昭和26年度)		0346		474 (452)	379 343	379	地籍調査において土地の一筆地毎の境界を測量し、正確な位置や面積を求めるためには、正確な座標値を有する国家基準点(一等～三等三角点)に基づいて測量する必要がある。しかしながら、既設の国家基準点が地籍調査の対象地域の近傍に必ずしも設置されておらず、測量を行うには不十分である。これらを補足するための基準点(四等三角点)を国(国土地理院)が設置することにより、地籍調査の円滑な実施及び測量精度の確保を図る。					-	基準点測量を実施した市町村数172(予定) 基準点測量基礎計画(平成22年度～31年度)での設置点数8,400点に対する達成度		
(3) 土地境界の明確化の推進(東日本大震災関連)(平成23年度)		復興庁163		1,014 (589)	2,918 2,619	583	「東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき、土地境界の明確化により被災地の早期復興等に貢献するため、市町村等による地籍調査の実施状況に合わせた以下の取組により被災自治体を支援している。 ①地籍調査を未実施の地域 迅速な復興事業の実施のために、道路等の官有地と民有地の間の境界情報を国が直轄で調査 ②地籍調査を実施中の地域 地震により測量成果の一部が使えなくなった場合に、市町村等による測量成果の補正、地籍調査の速やかな完了を支援 ③地籍調査を実施済みの地域 地割れ等により局所的に地形が変動し、地図の修正が困難な地域がある場合に、市町村等による地籍再調査の実施を支援					-	東日本大震災により利用できなくなった基準点等の検証測量や再測量等 地籍が明確化された土地の面積(平成27年度までの目標値)200Km ²		
(4) 土地分類調査(平成22年度)		0342		90 (88)	81 (80)	79	土地分類基本調査は、統一的な基準に基づき、土地の利用現況、土性その他の土壌の物理的及び化学的性質、浸蝕の状況その他の主要な自然的要素並びにその生産力に関する調査を行い、その結果を地図及び簿冊に取りまとめるもので、平成22年度より、土地本来の自然地形や変遷履歴、災害履歴等に関する情報の整備・提供する「土地履歴調査」を実施している。					162	-		
(5) 水基本調査(平成20年度)		0344		4 (4)	4 (4)	17	水基本調査は、全国の地下水資料を統一基準で収集・整理している我が国唯一の調査として、前年度に新規掘削された全国の深井戸を対象に、井戸施設の規模、地下水位等のデータ及び地盤・地質情報を収集し、全国地下水資料台帳に取りまとめ、データベースを作成し、ホームページ等で公表を行っているものである。加えて平成25年度において、地下水の水流、涵養量、水質等の情報を地図及び簿冊に取りまとめるため、地下水に関する既存調査や関連資料の収集・整理及び地下水の図面化の手法の検討を行う。					-	地下水調査を行った深井戸の件数 約500件(予定)		